

4教高第1671号
令和5年3月15日

各 都 道 府 県 知 事

各都道府県教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長
(公印省略)

令和5年度福島県奨学資金（震災特例採用）奨学生の
募集について（依頼）

当県の奨学資金事業につきましては、平素からご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当県教育委員会では、東日本大震災により原子力災害被災地域において被災し、経済的理由により修学困難となった高校生、専修学校（高等課程）生及び特別支援学校（高等部）生の修学支援を図るため、奨学資金貸与を実施しています。

「震災特例採用」で貸与する奨学資金については、当県の復興を担う高校生等の将来に、より一層の負債を負わせ、経済的自立を遅らせることを避けるため、卒業後の奨学生本人の収入（見込み）が5年経過後も基準額を超えない場合は、特例的に返還義務を免除することとしています。

つきましては、令和5年度福島県奨学生を募集しますので、貴所管の高等学校等に対し、別紙「募集案内」及び配布用チラシにより、保護者が福島県内に住所を有している生徒への周知及び希望者の推薦を依頼したく、貴職よりお知らせくださるようお願い申し上げます。

（事務担当 高校教育課 震災特例奨学資金担当 小谷 電話 024-521-7775）